

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30. 3. 28 第 196 回国会第 5 号

3 月 28 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 14 号）

- ・加藤厚生労働大臣、福田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、希望、公明、無会、共産、維新）
- ・橋本岳君外 5 名（自民、立憲、希望、公明、無会、共産）から提出された附帯決議案について、長谷川嘉一君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立憲、希望、公明、無会、共産、維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

池田真紀君（立憲）

- ・駐留軍法を改正し、法の有効期限を延長する必要性について伺いたい。
- ・育児・介護休業等、駐留軍等労働者の労働条件に関して近年改善された事項の利用実績を伺いたい。
- ・在日米海軍横須賀基地で発生したとされる再雇用延長拒否問題に対する防衛省の取組状況について伺いたい。

岡本充功君（希望）

- ・就職促進手当の支給実績に比して再就職件数が低調であることに対する厚生労働省の問題意識について伺いたい。
- ・駐留軍等労働者の特例解雇に際し、米軍が解雇回避努力義務を履行しているか調査すべきと考えるが、防衛省の見解を伺いたい。
- ・国際協定に基づく国内の漁獲高規制による沿岸漁業等の離職者を、漁臨法に基づく支援の対象とすることを検討するべきではないか。

高橋千鶴子君（共産）

- ・在日米軍三沢基地所属の F 16 戦闘機が燃料タンクを小川原湖に投棄した事案について、被害を受けた漁業関係者に対し、速やかに補償すべきではないか。
- ・政府はどのような調査を行い、駐留軍関係離職者の状況を把握し、再就職支援の効果を評価しているのか。
- ・駐留軍等労働者の権利の保護及び雇用の維持について、厚生労働大臣の認識を伺いたい。

浦野靖人君（維新）

- ・内容の異なる駐留軍法と漁臨法を 1 本の法案で改正する理由を伺いたい。
- ・漁臨法を恒久法にするという考えについて、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・時限立法である漁臨法と恒久法である「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」を 1 本の法律にまとめた方が適切ではないか。

2 厚生労働関係の基本施策に関する件（年金をめぐる諸問題）

- ・加藤厚生労働大臣、田畑厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
（参考人）日本年金機構理事長 水島藤一郎君

（質疑者及び主な質疑内容）

初鹿明博君（立憲）

- ・原告 6 人全員について原爆症と認める東京高等裁判所の控訴審判決に対しては、被爆者の高齢化や健康面に配慮して、国は上告を断念すべきではないか。
- ・SAY 企画と各省庁との契約状況を内閣として把握して、実態調査を行うべきではないか。
- ・身寄りのない施設に入居する高齢者にも扶養親族等申告書が届くよう、地方自治体と連携して連絡先を確認できるようにすべきではないか。

吉田統彦君（立憲）

- ・日本年金機構のデータ管理の危うさに鑑み、延期された地方自治体とのマイナンバーの情報連携を止めるべきではないか。
- ・日本年金機構がSAY企画の人員体制等の問題を昨年10月及び11月に把握していたにもかかわらず、特別監査が本年1月となった理由は何か。
- ・SAY企画を選定した入札落札額は、適正に業務を遂行するのに必要な価格からみて低すぎ、年金情報の入力漏れ等の問題は起こるべくして起こったのではないか。

柚木道義君（希望）

- ・野村不動産に対する特別指導についての厚生労働大臣への報告資料の多くが黒塗りになっているのは、特別指導の報告に併せて過労死事案の報告が行われていたからではないのか。
- ・SAY企画による年金情報の入力漏れ等の問題の原因究明及び再発防止のため、第三者委員会を設置すべきではないか。
- ・日本年金機構については、歳入庁の創設も含め、中長期的なガバナンス改革に向けて議論をすべきではないか。

山井和則君（希望）

- ・提出予定の働き方改革関連法案について、中小事業主と大企業とで時間外労働の上限規制に関する指導に差を設けないことを厚生労働大臣として約束すべきではないか。
- ・野村不動産に対する特別指導について厚生労働大臣に報告した資料の中で、過労死、労災認定等の文言が入っている所を明らかにすべきではないか。
- ・SAY企画の再委託先事業者に係る調査結果報告書において、再委託先事業者には「氏名とフリガナ」以外の情報は渡されていなかったと結論付けた根拠を示してほしい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・年金情報入力業務の再委託事案について、日本年金機構とSAY企画との契約では、「主体的部分を除く一部を第三者に委託」することが可能とされているが、「主体的部分を除く一部」とは何を指すのか。
- ・他社と異なりSAY企画は再委託可能な搬送業務も自社で行うこととしており、その時点で不自然だとの認識はなかったのか。
- ・日本年金機構の業務について、外部委託を推進するという閣議決定された基本計画そのものを見直す必要があるのではないか。

浦野靖人君（維新）

- ・SAY企画への業務委託においても一般競争入札が行われているが、一社入札の場合は不成立としたり、最低制限価格を定めるなど、委託業務の質を担保する仕組みはどうか。
- ・日本年金機構においてこのようにたびたび問題が発生するのは、もはや組織の欠陥であると指摘せざるを得ないが、日本年金機構理事長の見解を伺いたい。